

水洗便所改造助成制度について

・本町では、便所を公共下水道に接続するための排水設備工事に対して①「改造助成金の交付」と、②「改造資金の融資あっせん」制度を設けており、どちらかの方法を選択してご利用いただけます。

・助成制度は次に示すとおり、早く改造する方が有利な内容となっておりますので、できるだけ早く排水設備工事を行っていただきますようお願いします。

(令和4年4月1日現在)

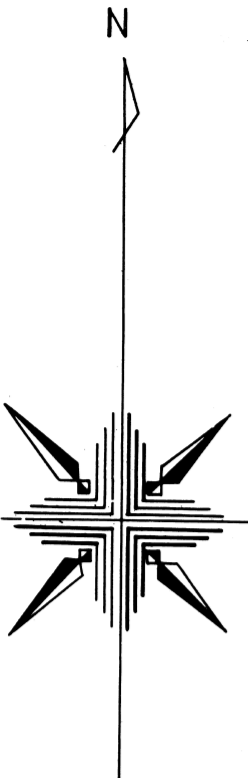
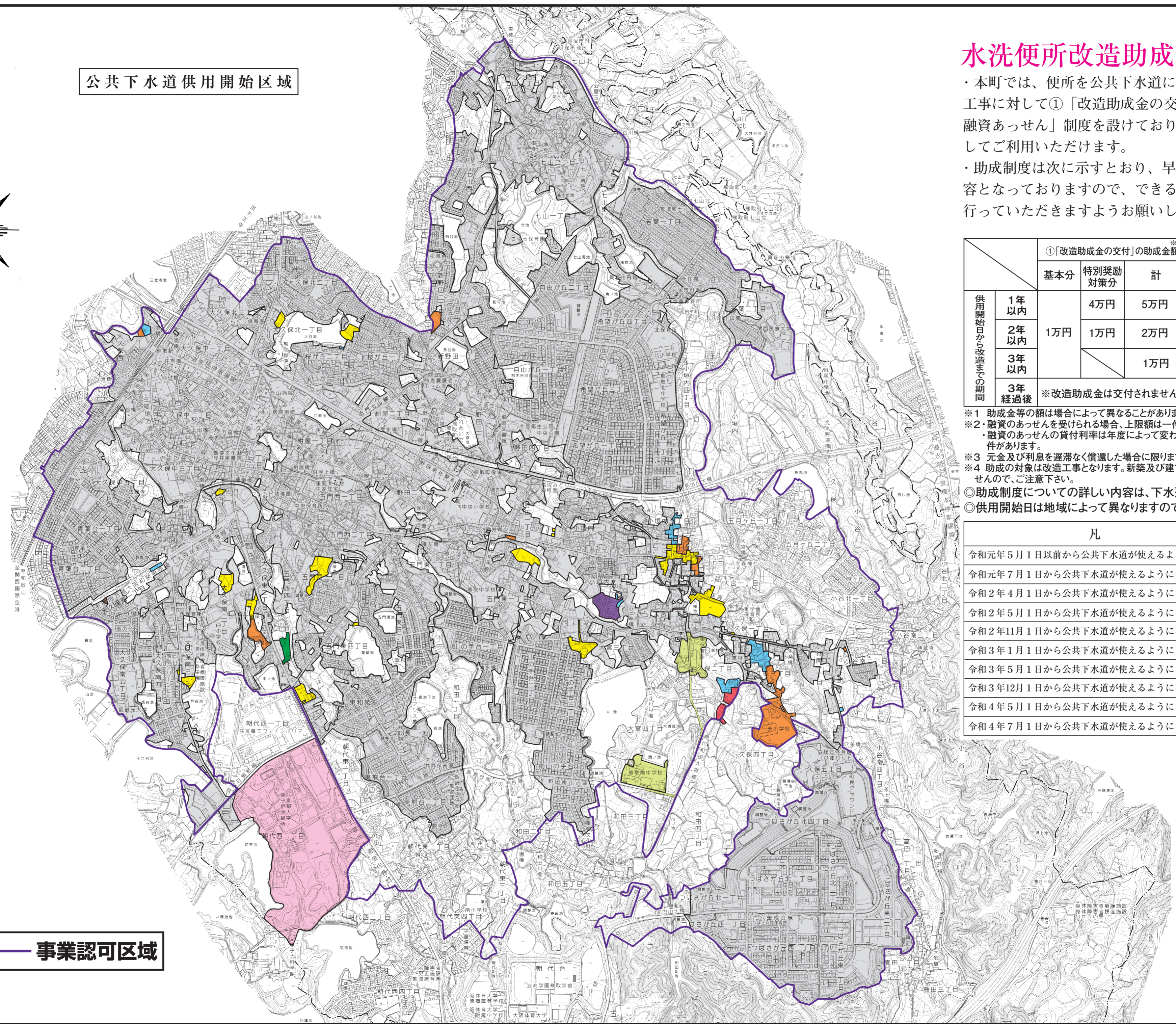
| | ①「改造助成金の交付」の助成金額 ^{※1} | | | ②「融資のあっせん」の助成金額 ^{※2} | | |
|----------------|--------------------------------|-----------------|-----|-------------------------------|------------------|-------|
| | 基本分 | 特別奨励対策分 | 計 | 貸付金完済補助金 | 特別奨励対策分 | 計 |
| 供用開始日から改造までの期間 | 1年以内 | 4万円 | 5万円 | 利子の1/2 ^{※3} | 4万円 | 左記の合計 |
| | 2年以内 | 1万円 | 2万円 | | 1万円 | 〃 |
| | 3年以内 | | 1万円 | | | 〃 |
| | 3年経過後 | ※改造助成金は交付されません。 | | | ※融資のあっせんのみとなります。 | |

※1 助成金等の額は場合によって異なることがあります。
 ※2 融資のあっせんを受けられる場合、上限額は一件につき60万円以内となっております。
 ・融資のあっせんの貸付利率は年度によって変わります。また、連帯保証人等の必要要件があります。
 ※3 元金及び利息を滞りなく償還した場合に限りです。
 ※4 助成の対象は改造工事となります。新築及び建て替え工事は、助成の対象にはなりませんので、ご注意ください。

◎助成制度についての詳しい内容は、下水道課までお問い合わせ下さい。
 ◎供用開始日は地域によって異なりますので、併せてご確認ください。

| 凡 | 例 |
|---------------------------------|---|
| 令和元年5月1日以前から公共下水道が使えるようになっている区域 | |
| 令和元年7月1日から公共下水道が使えるようになっている区域 | |
| 令和2年4月1日から公共下水道が使えるようになっている区域 | |
| 令和2年5月1日から公共下水道が使えるようになっている区域 | |
| 令和2年11月1日から公共下水道が使えるようになっている区域 | |
| 令和3年1月1日から公共下水道が使えるようになっている区域 | |
| 令和3年5月1日から公共下水道が使えるようになっている区域 | |
| 令和3年12月1日から公共下水道が使えるようになっている区域 | |
| 令和4年5月1日から公共下水道が使えるようになる区域 (予定) | |
| 令和4年7月1日から公共下水道が使えるようになる区域 (予定) | |

公共下水道供用開始区域



事業認可区域